

令和3年度 第1回流山市交通安全対策会議 会議録

1 開催日時及び場所

- (1) 日時：令和3年6月18日 金曜日 午後3時から午後4時まで
- (2) 場所：流山市役所 第1庁舎 庁議室

2 出席した委員及び職員

(1) 委員

元吉 博保	(東葛飾土木事務所 所長)
渡辺 絹代	(東葛飾地域振興事務所 所長)
山谷 赳弘	(流山警察署交通課 課長) 代理 星 和久 (流山警察署交通課)
田中 弘美	(教育委員会 教育長)
須藤 恭成	(消防本部 消防長)
伊藤 龍史	(市民生活部 部長)
秋元 悟	(子ども家庭部 部長)
石野 升吾	(まちづくり推進部 部長)
小林 真莉	(公募による市民)
局 ふさ	(公募による市民)
山崎 一子	(公募による市民)
西 博孝	(公募による市民)
平井 光子	(公募による市民)

(2) 職員

土木部長 矢幡 哲夫
土木部 道路管理課 課長 染谷 祐治
土木部 道路管理課 課長補佐 片山 智詞
土木部 道路管理課 交通安全対策係 係長 松田 勇作
土木部 道路管理課 交通安全対策係 主任主事 皆川 裕美

3 配布資料

- (1) 資料1 第10次流山市交通安全計画
- (2) 資料2 第11次千葉県交通安全計画
- (3) 資料3 第10次、第11次千葉県交通安全計画の変更点

4 議事

(事務局)

それでは、令和3年度第1回流山市交通安全対策会議を開始したいと思います。

議事進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき、会長にお願いするところですが、まだ会長が選任されておりませんので、議題1の会長の選任までは、矢幡土木部長に会長をお願いしたいと思います。

(矢幡仮会長)

それでは、会議を進行させていただきます。

まず初めに、本日の出席についてご報告いたします。

本日の流山市交通安全対策会議委員13名のうち13名の参加をいただいておりますので、委員の半数以上の出席となっていることから、会議が成立していることをご報告いたします。

まず、本日は委員の皆様、初顔合わせでございますので、各委員の皆様方にお手数ですが、自己紹介をお願いしたいと存じます。

— 自己紹介 —

(矢幡仮会長)

それでは、議題(1)の会長の選出です。

本計画は、千葉県の計画に基づき策定することから、会長には、千葉県東葛飾土木事務所所長の元吉様に、副会長には、千葉県東葛飾地域振興事務所所長の渡辺様をご提案させていただきますと思いますが、皆様いかがでしょうか。

— 異議なしの声と拍手 —

(矢幡仮会長)

ありがとうございます。

それでは、異議がないようですので、会長に元吉様、副会長に渡辺様、よろしく願いいたします。

なお、会長が選任されましたので、会長の交代をしたいと思います。

(元吉会長)

それでは、これから進行を務めさせていただきます。

不慣れでございますが、皆様、委員のご協力を頂きまして、会議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題2、第10流山市交通安全計画の概要について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題2、第10流山市交通安全計画の概要について説明します。

流山市交通安全計画は、交通安全対策法の定めにより、国や県の交通安全計画に基づき策定するものであります。

市内の陸上交通の安全を図ることを目的とし、5年周期で計画の見直しを行います。

今般、第10次流山市交通安全計画が令和2年度で終了したことにより、令和3年度から令和7年度までの第11次流山市交通安全計画を策定します。

第11次計画の策定に向け、昨年度までの第10次計画の概要と、計画に基づき、実施した取り組みについてご説明させていただきます。

まず資料1の1ページをご覧ください。

第10次計画は、つくばエクスプレス沿線開発による人口増や土地区画整理事業等による新たな道路網の整備が進んでいることを受け、流山市の特性に合わせた交通安全対策を推進し、交通事故をなくすことを目指す計画の理念としています。

重点項目としては、高齢者と子供の安全対策、自転車の安全利用対策を挙げています。

7ページをお開きください。

第10次計画の目標として、令和2年の交通事故死亡者数をゼロに、交通事故発生件数、430件以下、交通事故負傷者数530人以下と、具体的な数値目標を設定しております。

8ページをお開きください。

交通安全対策を推進するに当たり、計画の7つの視点を重視し、それぞれ設定しております。

11ページをお開きください。

7つの視点をもとに、交通事故をなくす具体的な施策の方針として、さらに5つの柱を定め、各種対策を実施、促進して参りました。

まず第1の柱は、市民一人一人の交通安全意識の高揚です。

交通事故防止を自身の問題として考え、行動できるよう、交通安全に関する施策や、交通事故発生状況など、必要な情報発信や啓発活動を行いました。

12ページ以降、具体的な取り組みを設定しておりますが、交通安全団体の活動支援や、飲酒運転根絶への取り組み、高齢者を対象とした自転車交通安全教室の開催、幼児、児童を対象とした交通安全教室の開催など、市民一人一人の交通安全意識の高揚に繋がる取り組みを実施しました。

23ページをお開きください。

第2の柱は、道路交通環境の整備です。

人優先の考えのもと、交通事故の防止と円滑化を図るため、道路交通環境の整備を行いました。

具体的な施策としては、通学路や、生活道路の安全対策の実施が主なものです。

学校や警察など関係機関と合同で現地診断を実施し、さらに、日々市民の皆様から、皆様から寄せられる情報提供や、職員による道路パトロールによって、危険箇所の解消や交通安全施設の整備にも図って参りました。

この計画に記載はございませんが、令和元年5月に大津で発生した、お散歩中の保育園児の列に車が、突っ込むという痛ましい事故を受け、市内主要交差点において同様の事故を防止するために、車止めの設置をしました。

その他、公共交通機関の利用促進や、大規模開発事業における先行対策の指導、違法駐車放置自転車対策などにも実施しております。

30ページをお開きください。

第3の柱は、救助救急体制の整備です。

交通事故が起きてしまった際に、負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、関係機関と緊密な連携協力を確保することを記載しております。

救助、救急体制の整備や、大規模事故発生時における広域、応援体制の整備、AEDの普及活動などが推進されました。

34ページをお開きください。

第4の柱は、被害者支援の推進です。

交通事故被害者は、交通事故により肉体的にも精神的にも多大な打撃を受けてまいります。

そのため、被害者を支援するための交通事故相談や、被害者救済のための千葉県市町村交通災害共済への加入促進を実施しました。

なお、本市では、幼稚園、保育園児に対する一部助成及び小学校中学校全児童、全生徒に対する加入金の全額助成を継続して実施しております。

35ページをお開きください。

第5の柱は、交通事故の調査分析です。

交通事故が多発している箇所や、発生が懸念される箇所について、警察や学校など関係機関団体と共同で現地診断を実施し、発生原因及び対策を検討、実施することで、交通事故防止を図りました。

また、死亡事故が起きてしまった際は、同種の事故の再発防止を図るため、緊急的な現地診断を実施しました。

以上が、7つの視点に基づく5つの柱における各種対策です。

37ページをお開きください。

最後に、鉄道交通の安全について記載しております。

鉄道事故をなくし市民の安全を確保するため、鉄道交通環境の整備、鉄道交通の安全に関する知識の普及、救助救急活動の充実を3つの柱として位置付け、流鉄株式会社、東武鉄道株式会社と連携し、鉄道交通の安全に向けた、対策の実施を推進しました。

以上が第10次流山市交通安全計画の概要になります。

(元吉会長)

どうもありがとうございました。

それでは引き続き、議題3、第11次千葉県交通安全計画の概要と変更点につきまして、説明をお願いいたします。

(事務局)

議題3、第11次千葉県交通安全計画の概要についてご説明いたします。

第11次千葉県交通安全計画は、交通安全対策基本法を根拠に国が策定する、第11次交通安全基本計画に基づいて策定された計画でございます。

千葉県をはじめ、国の指定地方行政機関等から構成される千葉県交通安全対策会議にて、今年3月に策定されました。

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年について定めており、道路交通の安全、鉄道交通の安全、踏切移動における交通の安全の3点で構成されております。

資料2の5ページをご覧ください。

第1編 道路交通の安全についてです。

千葉県内の交通事故の発生は年々減少傾向にあり、令和2年では平成28年と比較し、発生件数で、約29%、死傷者数が31%減少しております。

その一方で、令和元年に、死傷者数が全国ワースト1位となるなど、引き続き死傷者数とともに、事故そのものの減少について積極的な取り組みが求められております。

7ページをお開きください。

第11次計画では24時間死者数を年間110人以下、重症者数を年間1300人以下と目標値を設定しております。

24時間死者数とは、事故後24時間以内に、死亡が確認された方を示しておりまして、交通事故が直接の原因で、死亡したと判断された人数をいいます。

9ページをお開きください。

この計画で、今後の道路交通安全対策の検討に当たり、様々な目標値のほか、千葉県の特性や社会情勢を踏まえ、特に高齢者の交通安全対策の強化、自転車の安全利用対策の強化、悪質、危険な運転者対策の強化を、3点を重点項目に添えております。

そして、国が定める第11次交通安全基本計画を踏まえ、その項目に視点を定め、それに基づく八つの柱を設定し、交通安全施策推進を図るものとなっております。

21ページをお開きください。

第1の柱は、県民一人一人の交通安全意識の高揚です。

交通事故をなくすため、県民一人一人が正しい交通マナーを身につけ実践することができるよう、交通安全推進隊など、交通安全に関する活動自発的な参加を支援する取り組みや、参加体験型の交通安全教育を推進していく取り組みが図られています。

また関係機関、各種団体に対する地域活動への支援や、自転車の安全利用の促進、飲酒運転の根絶など、利用者、運転者自身が守るべきことの啓発活動の取り組みも図られています。

37ページをお開きください。

第2の柱は、安全運転の確保です。

主に運転する者、これから運転免許を取得しようとする者、高齢運転者に対する教育等の充実が図られています。

具体的には、初心運転者の事故率を減少させるための取得時講習の実施や、高齢者に対する認知機能検査の充実、運転免許自主返納に対する支援措置の拡充などが書かれています。

また、安全運転サポート車の普及促進や、先端技術を活用した道路活用に関連する総合的な情報提供の充実なども図っています。

45ページをお開きください。

第3の柱は、道路交通環境の整備です。

第10次計画から引き続き、人優先の考えのもと、人自身の移動空間と、自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るため、交通環境整備について記載されています。

生活道路等における、人優先の安全安心な歩行空間の整備として、歩道のバリアフリー化やカラー舗装、防護柵の設置などを図り、あわせて幹線道路における交通安全対策として、交差点改良や信号機の整備を図るものとしています。

また、自転車利用環境の総合的整備として、自転車ネットワーク計画の策定推進や、大規模商業施設の移転計画に対する自転車駐車場の設置台数の指導などを図るものとしています。

57ページをお開きください。

第4の柱は、車両の安全性の確保です。

近年、様々な、先進安全技術の開発実用化が急速に進んでおり、その技術を円滑かつ効果的に社会に導入するため、自動運転車の安全対策・活用の推進や、自動車の安全装置の正しいし利用方法、そして総装備の状況、安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、公表する、自動車アセスメント事業の推進を図っています。

また、自動車の検査及び点検整備の充実や、リコール制度の充実強化など、車体整備環境の充実にも図っています。

60ページをお開きください。

第5の柱は、道路交通秩序の維持です。

交通ルール無視による事故を防止するため、交通指導取り締まりの強化、交通事故、事件等の適切かつ緻密な捜査の強化を図るものとしています。

64ページをお開きください。

第6の柱は救助救急活動の充実です。

交通事故が起きてしまった際、負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるために、救急医療機関、消防機関等の関係機関による緊密な連携協力ができるよう、各機関の体制整備や協力関係の確保を図るものとしています。

68ページをお開きください。

第7の柱は、被害者支援の充実と推進です。

交通事故被害者支援の充実強化、損害賠償補償制度の充実、損害賠償請求の援助など、被害者に必要な支援の実施を図るものとしております。

70ページをお開きください。

第8の柱は、交通事故調査分析の充実です。

効果的な交通安全対策を実施するためには、事故が発生した状況について、運転者等の行動に加え道路環境など様々な角度からの情報収集に努め、分析する必要があります。

そのため交通事故多発箇所の共同現地診断、先般本市でも実施しましたが、死亡事故等の重大事故発生に伴う緊急現地診断の実施、そして交通事故データの解析、統計分析の高度化など、図るものとしております。

以上が、第1編、道路交通の安全の説明です。

75ページをお開きください。

第2編、鉄道交通の安全について説明させていただきます。

千葉県下における鉄道事故は、近年30件前後で推移しておりますが、長期的には増加傾向となっております。

直近の令和元年度では35件となっており、うち人身傷害事件は21件で全体の約6割を占めております。

77ページをお開きください。

鉄道交通の安全における目標としては、乗客の死者数ゼロ、運転事故全体の死者数減少を目指しています。

78ページをお開きください。

この第2編では、鉄道交通の安全対策として6つの柱を挙げています。

第1の柱「鉄道交通環境の整備」では、ホームからの転落を防止するため、ホームドアの整備

を推進しています。

79ページをお開きください。

第2の柱「鉄道交通の安全に関する知識の普及」では、歩きスマホによる危険性の周知など、正しい知識の浸透に努めます。

第3の柱「鉄道の安全な運行の確保」では、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道事業者への保安監査等の実施や、安全上のトラブル情報の共有を図るものとしています。

81ページをお開きください。

以下、第4の柱では「鉄道車両の安全性の確保」、第5の柱では「救助・救急活動の充実」、第6の柱では「被害者支援の推進」として、それぞれ取り組みの推進を図るものとしています。

以上が、第2編「鉄道交通の安全」の説明です。

85ページをお開き下さい。

最後に第3編「踏切道における交通の安全」について説明させていただきます。

踏切の事故は、長期的には減少傾向となっておりますが、踏切事故は鉄道の運転事故の3割を占めている状況であり、また、改良すべき踏切道がまだ残されている状況です。

86ページをお開き下さい。

「踏切道における交通の安全」の目標としては、令和7年度までに踏切事故件数を、令和2年度の事故件数と比較して減少させることとしております。

88ページをお開きください。

この第3編では、安全対策として4つの柱を挙げています。

第1の柱「踏切道の立体交差化、構造の改良の促進」では、踏切事故の抜本的対策である立体交差化の促進、立体交差化までに時間のかかる踏切については、歩道拡幅などの構造改良を図るものとしています。

第2の柱「踏切保安設備の整備及び交通規制の実施」では、都市部ではあまり見られませんが、踏切遮断器が整備されていない箇所の整備促進や、警報時間の長い、いわゆる「開かずの踏切」の遮断時間を極力短くすること、交通量の多い踏切道は、より事故防止効果の高い整備を図るなどとしています。

89ページをお開きください。

第3の柱「踏切道の統廃合の促進」では、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないものについて、統廃合を促進しています。

第4の柱「その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置」では、特に対策の必要性が認められる箇所は、踏切安全通行カルテを作成・公表し安全対策を重点的に推進することや、車両が踏切を通過する際の一時不停止等の違反行為の指導取締りの積極的な実施に加え、交通

安全意識の向上を図る啓発活動や非常押しボタンの操作の周知を図るキャンペーン実施など、幅広い安全対策の推進を図るものとしています。

以上が、第3編「踏切道における交通の安全」の説明です。
引き続きまして、第10次計画から変更された点について説明します。
資料3をご覧ください。

はじめに、第1編「道路交通の安全」です。

計画の目標値が、24時間死者数を年間150人以下から110人以下となっております。

また、国の変更に合わせて「交通事故死傷者数」から、より命にかかわり優先度が高い「交通事故重傷者数」へ表現をかえて目標値を年間1,300人以下となっております。

続いて、対策の重点項目2「自転車の安全利用対策の強化」について、近年、自転車利用のニーズの高まりに対応するため、「自転車を安全に利用できる環境づくりの推進」に関する事項を新しく明記しております。

また、第10次計画で記載のあった、オリンピック・パラリンピック関連の記載に変わり、重点項目の3番目として、いわゆる「あおり運転」や「ながら運転」の危険性について、周知啓発などを記載した「悪質・危険な運転者対策の強化」が記載されました。

続きまして「6つの視点」の変更点です。

1つ目の視点「高齢者・子どもの安全確保」については、大きな変更はありませんが、高齢者に対する交通安全教育の推進や、安全運転サポート車の普及促進など、近年の交通環境に即した項目が新たに盛り込まれています。

次ページをお開きください。

2つ目の視点は、第10次計画で「歩行者・自転車の安全確保」となっていたところ、「遵法意識の向上」という言葉を加え、実施事業も歩行者や自転車利用者へ交通安全教育の推進をさらに図っていく内容となっております。

3つ目の視点「生活道路・幹線道路における安全確保」については、通学路等における交通安全確保を明記したほか、適切に機能分担された道路網の整備、道路の改築等による交通事故対策の推進など、道路整備に関する事項、さらに交通指導取締りの強化が追記されています。

次ページをお開きください。

4つ目の視点は「地域でつくる交通安全の推進」を改め「地域が一体となった交通安全対策の推進」となっております。

県内の交通事故死者数の半数以上が高齢歩行者であり、事故は居住地の近くで発生することが多いことから、地域コミュニティを活用した啓発が求められており、地域ごとのシルバーリーダーや、交通安全教育指導者の育成について新たに明記されています。

5つ目の視点「交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進」については、第10次計画で

記載された細やかなデータ解析等に加え、業態ごとの事故発生傾向や地域の特性などに着目した安全対策の実施を講じることが追加されています。

6つ目の視点「先端技術の活用推進」については、交通事故の多くは不注意や身体機能の低下など運転者に起因して発生するものであることから、その人的要因を抑制し、運転機能を補助・支援できるような技術の普及促進や、人にやさしい信号機の設置など、より高い技術を取り入れた機器やシステムの導入について、新たに記載されています。

次ページをお開きください。

道路交通安全の施策「8つの柱」は、第10次計画からの変更はありません。

第2編「鉄道交通の安全」、第3編「踏切道における交通の安全」については、大型台風が接近した場合に実施する計画運休について追記されたほか、大きな変更はありません。

以上が、第10次千葉県交通安全計画と、第11次千葉県交通安全計画の変更点の説明となります。

この千葉県計画の変更を踏まえ、今後、流山市の第10次計画を更新する形で、第11次計画の素案を作成してまいります。

議案の説明は以上です。

第11次計画の素案は次回の会議でお示ししたいと考えておりますが、今ご説明させていただいた、流山市第10次計画と千葉県第11次計画についてご不明な点や、素案の作成にあたってのご意見などありましたら、賜りたいと考えております。

(元吉会長)

ありがとうございました。

非常に膨大な量ですが、1つはこれまで流山市の方で取り組んできた安全計画についての実施状況の説明がございました。

続きまして3月に策定された、第11次の県の交通安全計画の概要について、対比も含めてご説明がございましたけども、これまでの説明或いはご覧になった資料を通じて何か事務局にお尋ねしたいこと、或いは次回の次期の素案に対するご要望等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(伊藤委員)

まず、第10次の流山市交通安全計画について目標が設定されていたと思いますが、実績はどうだったのかということが1点伺います。

また、県の第10次と第11次の変更点について、第11次の道路交通安全の中の重点項目に、この自転車の安全利用対策の強化っていうところがありますが、第10次の方は(1)から(4)まで多少詳細な書き出しをしていたところ、2つに要約されたというか、抽象的な表現に変わったように感じます。

この6つの視点っていうのがそれぞれ、大分変更されていますが、そういったところは、6つ

の視点というところの改正点が具体的になっているというところを踏まえての表現の仕方になったのかという、以上2点についてお伺いしたいと思います。

(事務局)

1つ目のご質問、流山市第10次計画の実績ということですが、令和2年の実績として、目標値、死亡者数0に対して、2名の死亡者が出ております。

事故発生件数は430件以下が目標となっていたところ、令和2年では343件ということになっております。

また、負傷者数については、年間530人以下と目標設定しておりましたが、令和2年の実績としては413人となっております。

事故発生件数、負傷者数については目標達成できているという解釈です。

2点目については、重点項目が少し要約されて、視点が大きく変更されているというお話でございますが、そうですね千葉県計画の重点項目は、大きな視点で表記を変えて、その分3つの視点にぶら下がる8つの柱で、より具体的に細かい政策を今回は記載したという形になっております。以上です。

(伊藤委員)

目標を達成しているということを知りましたので、安心感が持てるということと、次の素案についても大きく期待できると思います。

(元吉会長)

そのほかいかがでしょうか。

(平井委員)

資料に記載のある「人にやさしい信号機」というのは、どのような信号機でしょうか。

(事務局)

色々な信号機があると思いますが、例えば、視覚障害の方が渡りやすくなるように、音が鳴る信号機があります。

その他に、歩行に障害がある方が、発信機を持っていると、少し横断時間を長くできる仕組みがある信号機もあるそうです。

先々、色々な信号機が出てくるかと思いますが、それらのようなものを指して書いていると思われる。

(小林委員)

資料1の22ページに記載のある、市の交通安全教育に対して書かれていますが、実施状況はどのぐらいの頻度で、どれくらい小中学生に対して、交通安全教育を行っているかについて教え

ていただきたいです。

(事務局)

交通安全教室の実施状況でございますが、平成30年度については開催26回、延べ参加人数3,031名、令和元年度については開催回数21回、延べ参加人数2,602名となっております。

なお、令和2年度についてはですね、新型コロナウイルス感染症の関係で、なかなか開催が難しく、1度開催しておりますがDVD上映のみを行いました。

(西委員)

資料3の1ページの一番下に子供の交通事故防止の推進ってというのがございます。

第10次の通学路等の整備が、11次の方は交通安全モデル園事業の実施に代わっています。通学路等の整備は十分済んだという解釈なのでしょうか。

(元吉会長)

園というのは、幼稚園保育園のことを言っていると思いますが、その辺の、状況っていうのはいかがなものでしょうか。事務局お願いいたします。

(事務局)

令和元年度に起こった大津のお散歩中の交差点事故以降、これまで小中学校を中心に行っていた交通安全教室を、保育園に対しても事業を拡大していくという流れが、全国的に広がっています。

この結果、県の第11次計画の中でも、交通安全モデル園事業ということで、記載されたと聞いています。

ですので、通学路等の整備が完全に終わったというわけではなく、平行して行っていくという解釈です。

(元吉会長)

随分多くのご意見ご質問いただきましてありがとうございます。

それでは、意見も出尽くしたというところでしょうか。

事務局からその他、何かございましたら、お願いいたします。

(事務局)

本日は改めましてありがとうございます。

先ほどのご意見等をも頂戴させていただいた中で、これからの第2回流山市交通安全対策会議を開催するにあたりまして、第11次流山市交通安全計画の素案をご提案させていただきたいと考えております。

その第2回会議につきましては、8月24日火曜日15時から、同じ庁議室での開催を予定し

ております。

場合によっては新型コロナウイルス感染症の状況いかんによっては、書面による開催となる場合もあります。

改めて、皆様には事前にお知らせさせていただきたいと考えておりますので、その辺はご了承いただければと思います。

(元吉会長)

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思います。

委員の皆様、長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。